

住宅リフォーム工事費助成制度

対象者／次のすべてに該当する方

①市内に住所を有する方、②市税を滞納していない方、③対象となる住宅の所有者である方、④申請時および完了実績報告時に対象となる住宅に居住している方、⑤対象となるリフォーム工事について、他の助成制度を利用していない方

対象の工事／市内施工業者が行う個人住宅のリフォーム工事で、工事金額が10万円(税込)以上の工事(申請前に着工または完了した工事は対象外)

助成額／助成対象工事に要する経費の10%(1回限り。上限10万円)

申込方法／4月21日(木)から住宅営繕課に直接(工事着工前の申請および完了時に実績報告書の提出が必要。先着順、予定額に達したときは終了。)

持ち物／住民票謄本、納税証明書、対象住宅の所有者がわかるもの(固定資産税課税明細書の写しなど)、対象工事の明細がわかるもの(見積書など)、施工前のカラー写真(住宅全体およびリフォーム施工部分)、はんこ

※昨年度までに助成を受けた方は対象となりません。

☎住宅営繕課(☎826-1111 内線2001)

いばらきKids Clubカードが 全国共通利用化されます

4月1日からいばらきKids Clubカードが全国の協賛店舗で利用可能となりました。県外でご利用いただく場合、全国共通ロゴマークの入った新カードへの交換が必要になります。

なお、県内の協賛店舗では、引き続き旧カードも利用できます。

交換場所／こども福祉課、支所・出張所(随時)

持ち物／旧カード



▲新しいばらき Kids Clubカード



▲全国共通ロゴマーク

利用可能店舗などはこちら▶

☎こども福祉課(☎826-1111 内線2475)



～共に考え行動する「協働」によるまちづくり～

土浦市協働のまちづくり ファンド事業募集

5月20日(金)
募集締切!

◆市民提案事業◆

◆ハード事業

対象事業／地域の活性化や魅力のあるまちづくりのために行う施設整備等のハード事業

補助額／補助対象経費の5分の4(500万円以内)

◆ソフト事業

対象事業／市内で実施する公共的、公益的な事業で地域活性化や課題解決に向けて取り組む新たな事業

※1町内会(自治会)の住民に対する事業は対象となりません

補助額／

1回目…補助対象経費の4分の3(30万円以内)

2回目…補助対象経費の2分の1(20万円以内)

※同一事業に対し2回(2年)までを補助対象

◆共通

対象者／規約・会則などをもち、予算・決算などの会計処理が行われ、活動拠点が市内にある市民を主たる構成員とするまちづくり活動を行う団体

※どちらも事前相談や運営委員会当日のプレゼンテーションが必要となります。

市民と行政が対等のパートナーとして、お互いの課題や責任を共有しながら連携と協働のまちづくりを実践していくため、まちづくりに資する市民活動を積極的に支援します。応募の際は、事前にご相談ください。

◆景観形成事業◆

対象事業／景観形成重点地区(「旧城下町とその周辺地区」、「JR土浦駅周辺地区」のうち指定道路沿道および特に指定された路線)において行われる、歴史的街並みの保全や一般建築物などを街並みに調和させていくために行う修景事業

補助額／

◆建築物…補助対象経費の2分の1(150万円以内)

※中城通り地区は補助対象経費の3分の2

(300万円以内)

◆外構(門・塀等)…補助対象経費の2分の1

(100万円以内)

◆設備等…補助対象経費の2分の1(30万円以内)

対象者／建造物の所有者等

※随時相談を受け付けています。設計変更等が必要になる場合がありますので、お早め(計画段階)にご相談下さい。

☎都市計画課(☎826-1111 内線2424)

●景観形成事業

●市民提案事業(ハード事業)

市民活動課協働推進室(☎826-1111 内線2234)

●市民提案事業(ソフト事業)